

改正

平成27年2月27日告示第23号

平成30年6月29日告示第92号

令和4年3月31日告示第48号

令和5年2月28日告示第22号

令和7年2月28日告示第17号

大田原市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のクリーンエネルギー自動車の導入を積極的に支援することにより、地球温暖化防止の推進及び大気汚染の改善を図るとともに、災害時の非常用電源としての活用に資するため、大田原市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和51年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリーンエネルギー自動車 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (4) 新車 法第7条第1項の規定による新規登録を受ける自動車をいう。
- (5) 給電機能 クリーンエネルギー自動車から外部給電器若しくは電気自動車等充給電設備（V2H）を経由し、又は車載コンセント（交流100ボルトかつ1500ワットの給電が可能なものに限る。）を使用して電力を取り出す機能をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、クリーンエネルギー自動車を購入、残価設定型クレジット

ット又はリース契約により導入する事業とする。ただし、割賦払いにより導入するときは、割賦払い終了後、申請者に所有権が移行されること又は残価設定型クレジット若しくはリース契約により導入するときは、第13条第1項に規定する財産の処分制限期間以上使用することが確認できる場合において補助の対象とする。

(補助対象車両)

第4条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) クリーンエネルギー自動車（新車に限る。）であること。
- (2) 給電機能を有すること。
- (3) 国が実施する補助金交付事業の補助対象車種であること。
- (4) 自動車検査証記録事項における使用の本拠の位置が市内であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自家用自動車として使用する目的で補助対象車両を導入し、補助対象車両に係る自動車検査証記録事項の所有者の氏名又は名称（残価設定型クレジット又はリース契約により導入する場合は、使用者の氏名又は名称）に記載されている者
- (3) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けていない者
- (4) 市税等を滞納していない者（同一世帯の者を含む。）

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、クリーンエネルギー自動車の導入に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象車両1台につき100,000円とする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、予算の範囲内でこれを交付し、補助対象者1人当たり補助対象車両1台とする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象車両の新規登録及び支払（割賦払い、残価設定型クレジット又はリース契約の場合は、初回の支払）が完了した日の属する年度の末日までに大田原市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付申請書

(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象車両の購入に係る契約書の写し
- (2) 補助対象車両の購入に係る領収書の写し(割賦払い、残価設定型クレジット又はリース契約の場合は、当該契約書等の写し)
- (3) 補助対象車両の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- (4) 補助対象車両のカタログ又は仕様書
- (5) 補助対象車両の保管場所の位置図
- (6) 補助対象車両の保管場所において、その補助対象車両の自動車登録番号が確認できるよう撮影した写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、提出日の順に受け付けるものとする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(実績報告の省略)

第11条 この補助金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、規則第5条第1号の規定により補助金の交付決定を受けた者が規則第13条第1項各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、規則第14条の規定により返還を命じなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第16条ただし書の市長が定める期間は、4年とする。

2 補助金の交付を受けたクリーンエネルギー自動車の処分に關し規則第16条の規定により承認を受けようとする者は、大田原市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金に係る財産処分承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、大田原市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金に係る財産処分承認(不承認)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- 4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金の額に処分制限期間に対する残存期間（処分制限期間から経過期間を差し引いた月数をいう。）の割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を納付させるものとする。ただし、当該処分が天災その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由による場合は、この限りでない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日告示第23号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年6月29日告示第92号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第48号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和5年2月28日告示第22号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年2月28日告示第17号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。